

臨時福祉給付金(経済対策分)の申請・受付について

臨時福祉給付金(経済対策分)は、平成26年4月の消費税率8%の引き上げによる影響を緩和するため、所得の低い方々に対して、暫定的・臨時的な措置として支給されます。

◇対象者 次の要件を両方満たす方

- ①基準日(平成28年1月1日)に御坊市に住民登録をしている方
- ②平成28年度分の市民税(均等割)が課税されていない方

※市民税(均等割)が課税されている方の扶養親族等や、生活保護の受給者は対象外です。

◇給付額 支給対象者1人につき15,000円

◇申請方法 申請書は次のいずれかの方法で提出してください。

- ①郵送…申請書に同封の返信用封筒をご利用ください。

※6月30日(金)までの消印有効

- ②市役所担当窓口…下記「申請受付スケジュール」をご確認ください。

◇申請受付スケジュール 受付期間：3月21日(火)～6月30日(金)

受付期間	受付時間	受付場所
3月21日(火)～3月24日(金)	8:30～17:15	市役所1階ロビー
3月27日(月)～6月30日(金)		市役所2階事業実施本部

※土・日曜日、国民の祝日は申請受付を行いません。

◇申請時に必要なもの

- ①申請書
- ②認印
- ③支給対象者全員の本人確認証(健康保険証・免許証などの本人を証明できるもの)の写し
- ④振込先金融機関の通帳、またはキャッシュカードの写し

※平成28年度臨時福祉給付金と同じ口座に振り込む場合は、③・④は不要です。

※外国人の方は、受取方法に関係なく、必ず在留カードまたは特別永住者証明書等の写しが必要です。

◇申請・問い合わせ先

〒644-8686 御坊市藺350番地

御坊市臨時福祉給付金等給付事業実施本部(市役所2階東会議室内)

☎0738-23-5520

支給対象と思われる方には、3月下旬に、市役所から申請書を送付します。

申請書が届いた方は、同封の記入例等をご覧ください、申請してください。

申請受付終了後の受付はできませんので、ご注意ください。



申請書及び添付書類に不備等がある場合は、受付できません。
市役所担当窓口での申請時には、念のため申請書とあわせて左記②～④をお持ちください。

また、郵送申請をした方で、申請書及び添付書類に不備があった場合は、ご返送させていただく場合がありますので、ご了承ください。



給付金等をよそおった「振り込め詐欺」・「個人情報の詐欺」にご注意ください!

給付金等に関して、

- * 県・市町村・厚生労働省などの職員がATMの操作をお願いすることは、絶対にありません。
- * 県・市町村・厚生労働省などの職員が、「給付金等」の支給のために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- * 県・市町村・厚生労働省などの職員が市民の皆さんの世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは、絶対にありません。

自宅や職場などに県・市町村・厚生労働省の職員などをかたった電話がかかってきた、郵便が届いたら、迷わず市役所や御坊警察署(または警察相談電話【#9110】)にご連絡ください。

